三〜六(略)	(削る) (削る)	。)を添付しなければならない。	する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る	2 前項の特定社員登録申請書には、次に掲げる書類(官公署が証明	第四条 (略)	(特定社員登録の申請手続)	改正案
四~七(略)書	三 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明一・二 (略)	。)を添付しなければならない。	する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る	2 前項の特定社員登録申請書には、次に掲げる書類(官公署が証明	第四条 (略)	(特定社員登録の申請手続)	現